

1. 行動計画改定の趣旨

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる主体が、様々な場において、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）の推進に取り組むことが重要です。

さらに、長崎県においては、海と山の織りなす美しく豊かな自然環境や、海外との交流によって培われた歴史的・文化的遺産など、特色ある恵み豊かな環境を次の世代へと引き継ぐ責任があります。

このため、長崎県においては、2005（平成17）年3月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定しました。

その後、2011（平成23）年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」へ改正されるとともに、協働取組の推進が目的として追加され、2012（平成24）年6月に環境教育等促進法第7条に基づき国が定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）が定められました。

そこで、長崎県においては、2014（平成26）年3月に従来の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、協働取組の推進や拠点体制の整備など環境教育等に関する取組事項を充実しました。

今般、長崎県環境教育等行動計画を策定して5年を経過し、2018（平成30）年度末で終期を迎えること、また、2018（平成30）年6月に国基本方針が改定されたことを受け、社会経済情勢の変化も踏まえつつ整理したうえで、「第2次長崎県環境教育等行動計画」として改定しました。

この計画では、長崎県環境基本計画の基本目標である

低炭素社会づくり（低炭素）

人と自然が共生する地域づくり（共生）

循環型社会づくり（循環）

安全・安心で快適な環境づくり（快適）

を念頭に置いて、環境保全のための共通的取組のひとつである環境教育等の取組を総合的・体系的に推進します。

２．行動計画改定の基本的考え方

私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

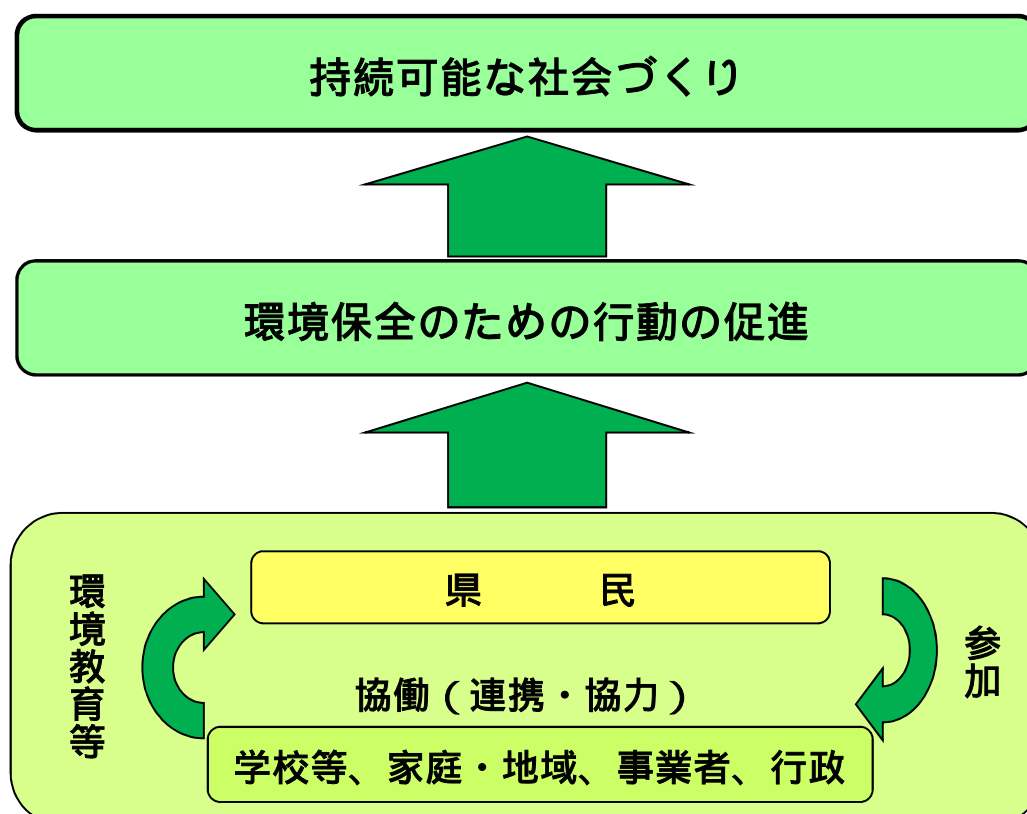
それぞれが自らの問題として主体的に行動するよう促すためには、本県の豊かな環境に関する情報や身近な環境問題、各地で行われている環境を守る取組などについて、積極的に情報発信するとともに、県民一人ひとりに伝えることが必要です。

一方、それぞれの環境保全のための行動を促すためには、環境教育は、あらゆる場において、また、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方(ライフスタイル)に応じ、生涯にわたって行動する人を育てるという視点で行われることが必要です。

さらに、持続可能な社会づくりのためには、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲を育むための「体験活動」を促進することが重要であり、多様な文化や価値観を持つ人々と協働しながら取り組むことも必要です。

この計画においては、次の(１)～(４)に示す新しい考え方を踏まえながら、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力し環境教育等に取り組むことによって、一人ひとりの環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指していきます。

図表１ 環境教育等の推進の基本的な考え



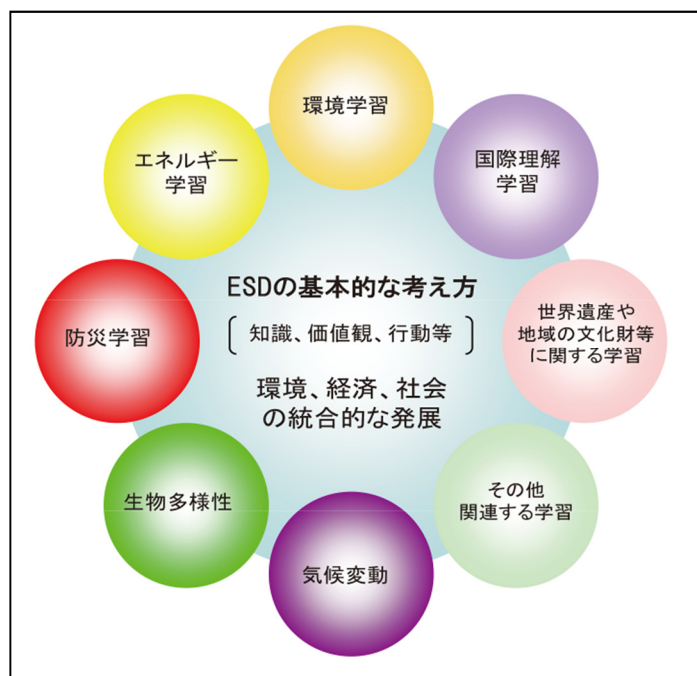
(1) ESD の視点を踏まえた環境教育

「持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)」は、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。ESDは「持続可能な社会づくりの担い手(人材)」を育む教育です。

我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(2005～2014年)の後継として、2013(平成25)年に開催されたユネスコ総会において、持続可能な開発に向けた進展を加速するために教育・学習のすべての段階・分野で行動を起こし拡大していくことを目標に掲げた、グローバル・アクション・プログラム(GAP)が採択されました。

政府は、2016(平成28)年に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(以下「ESD 国内実施計画」という。)を策定し、同年、官民協働のプラットフォームとして環境省・文部科学省が共同でESD活動支援センター(全国センター)を設置、2017(平成29)年度、全国8ブロックに地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設しており、ESD活動支援センター(全国・地方)を中心としたESD推進のためのネットワークが構築されています。

図表2 ESD の概念図



出典：「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)」
(日本ユネスコ国内委員会)

ESDで目指すこと

出典:「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)」
(日本ユネスコ国内委員会)

1. ESDの目標

- ・すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- ・持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- ・環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実感できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

2. ESD実施に必要な2つの観点

- ・人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- ・他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

3. 育みたい力

- ・持続可能な開発に関する価値観(人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等)
- ・体系的な思考力(問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方)
- ・代替案の思考力(批判力)
- ・データや情報の分析能力
- ・コミュニケーション能力
- ・リーダーシップの向上

4. 学び方・教え方

- ・「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけること
- ・単に知識の伝達にとどまらず、体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチをとること
- ・活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出すこと

(2) SDGs と ESD の考え方の活用

2015(平成27)年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」として、17のゴール(分野別目標)及び169のターゲットを提示しており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

図表3 持続可能な開発目標(SDGs)



出典：国際連合広報センターホームページ

17のゴールのうち、**赤字(下線太字)**は少なくとも環境に関連している12のゴール。

出典：環境省ホームページ参照

- 目標1 貧困の撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、**食料安全保障**
- 目標3 **健康・福祉**
- 目標4 万人への**質の高い教育**、生涯学習
- 目標5 ジェンダー平等
- 目標6 **水・衛生**の利用可能性
- 目標7 **エネルギー**へのアクセス
- 目標8 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
- 目標9 強靱なインフラ、**工業化・イノベーション**
- 目標10 国内と国家間の不平等の是正
- 目標11 持続可能な**都市**
- 目標12 **持続可能な消費と生産**
- 目標13 **気候変動**への対処
- 目標14 **海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 目標15 **陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性**
- 目標16 平和で包摂的な社会の促進
- 目標17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

ESD は SDGs 目標 4（質の高い教育をみんなに）の中のターゲット 4.7 に記載されていますが、「持続可能な社会の担い手づくり」を通じて、17 すべての目標の達成に貢献するものであり、ESD をより一層推進することが、SDGs の達成につながっています。

2016（平成 28）年に政府が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGs を達成するための具体的な施策として「ESD・環境教育の推進」が盛り込まれており、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、ライフステージに応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していくことが求められています。

また、SDGs は 17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、また、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の三側面を統合的に向上させることが必要であり、SDGs の考え方を活用し、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」という視点でこれまでの環境保全活動等を捉え直し、一人ひとりの身近な環境保全活動が、結果としてどのような社会問題の解決につながっているのかを考えながら、取り組むことも必要です。

図表 4 身近な環境保全活動と関連する SDGs のゴール

環境保全の分野	関係する身近な環境保全活動の一例	関連する主な SDGs
地球温暖化、大気環境保全	- 環境に配慮した製品の購入（詰替商品、簡易包装製品の購入、省エネ製品やエコカーへの転換等） - 公共交通機関の利用・エコドライブの実践 - 節電・節水 ○エネルギーの地産地消 - 再生可能エネルギーの導入 - 自然保全・再生活動への参加（森林ボランティア、植栽等） など	4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も
廃棄物、漂着ごみ対策	- ごみの分別徹底 ○生ごみの堆肥化 - 紙パックや食品トレイの回収協力 - マイバッグ持参 ○レジ袋、過剰包装の辞退 - 環境に配慮した製品の購入 - 環境に配慮した食生活の実施（食材の地産地消、エコ・クッキング、食べきり等） - 近隣地域の美化活動への参加（市民清掃等） - ごみの投げ捨て禁止 ○海岸清掃 など	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
水環境保全	- 環境に配慮した消費生活（調理くず・油の回収、洗剤の適正使用、節水等） - 川や海の美化活動への参加（水辺の清掃活動等） など	13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう
生物多様性保全	- 野生生物への配慮や保護活動への参加（ホタルの保護等） - 自然保全・再生活動への参加 など	15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
その他（環境保全の意欲の増進、環境教育、活動支援）	- 環境啓発イベントへの参加 - 自然体験活動、農林水産体験活動など体験学習への参加 - 環境保全活動への募金（緑の募金、環境保全団体への寄附等） など	

（注）便宜上主要な分野に振り分けましたが、複数の分野に関係する取組が含まれます。

(3) 体験活動を通じた学びの実践

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは記憶に残りにくく、具体的な行動には結びつきにくいと考えられます。そのため、自分のこととして捉えやすい、地域の身近な課題や場を学びの中で取り上げ、それに関わる取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

また、環境教育の実践においては、単に一方的な知識の伝達に終始させるのではなく、学習に参加する者から気づきを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点の重要性の観点から、「体験活動」については自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。また、感性を働かせるという「インプット」だけではなく、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」までを含めた学びのプロセスを設けることで、これまでになかった気づきや感動、創造性の向上等につながります。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果(意識や行動の変容、創造的な事例の創出等)を可視化し、改善につなげていくことが必要です。この際、SDGsを旗印とすることで、各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与していくかという実感につなげることができます。

体験活動を通じた学びの実践に求められる要素

- 「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- 学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- 感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- 体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- 活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- 人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- 特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
- 自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- 褒められる機会が組み込まれていること。 等

(4) ライフステージに応じた環境教育等

環境教育等に求められる役割はライフステージごとに異なることから、各段階に応じた取組を行う必要があります。その際、ライフステージに応じたアプローチ（感性→関心→理解→探究→行動）など、中・長期的な視点が求められます。

そのため、各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性（図表5 参照）を踏まえた取組を行い、幼児期から高齢者までのすべての世代を対象に、生涯にわたって行動に結びつくような人づくりを目指します。

なお、幼児期における環境保全に関する意識の形成は、その後の環境意識の形成に大きな影響を与えますが、幼児期から小学校低学年にかけては様々な感覚に働きかけることが有効であり、生涯の記憶として残りやすいことから、遊びや創造の要素も踏まえつつ、楽しみながら学べる体験活動や環境教育の内容を重視し、成長とともに知識の習得や探究へとつなげていくことが大切です。

図表5 各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性

ライフステージ	各段階における基本的方向性
幼児期	○身の回りの環境に関心を持ち、様々な体験や活動を通して、いのちの大切さや自然に対する感受性、思いやりの心や身近な物を大切にすることを期待される。 ○日常生活や集団生活において五感で自然と親しめる機会などを通して、様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を養うことが期待される。
小学校低学年	○様々な体験や学習を通して、自然に対する感受性、いのちを大切にする感覚を育み、周囲の様々な環境との関わりを通して身近な環境や環境問題に関心を持つことが期待される。 ○「もったいない」の精神を育むとともに、日常生活において節電・節水の意識や、ごみのポイ捨てをしないなど、環境に配慮した生活習慣を習得することが期待される。
小学校高学年	○体験的・探究的な学習を通して、自然の仕組みや自分の生活と環境との関わりについて理解することが期待される。 ○日常生活の中で、ごみの分別・リサイクルなど、環境に配慮した行動を実践することが期待される。
中学生	○体験的・探究的な学習を通して、持続可能な社会づくりの重要性の認識や、環境に関する科学的理解を踏まえた知識の習得が期待される。 ○環境問題解決のための自分の考えを持つことや、環境や資源に配慮した消費や食の意識など、環境に配慮する態度を育むことが期待される。
高校生	○専門的・発展的な環境教育を通して環境問題を総合的に理解し、自然科学や環境への関心を高め、課題解決に向け多角的な立場で考察する姿勢や態度を身につけることが期待される。 ○地域の環境保全活動に主体的に参加することにより、地域との協働を通じて他者と協力して問題を解決していく姿勢や態度を育むことが期待される。
大学生・専門学校生	○専門課程、ボランティア体験、地域連携や国際理解教育などを通して、環境問題を多面的に捉え、各主体と連携を図りながら、地域の課題解決に向けて、主体的に働きかける態度を育むことが期待される。 ○日常生活の中で、生活様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルを確立していくことが期待される。

ライフステージ	各段階における基本的方向性
社会人世代	○環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて環境教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題についても積極的に理解を深めることが期待される。 ○家庭においては、率先して省資源や省エネルギー等、環境に配慮した生活に取り組むことで模範を示すことや、子どもたちが学校等で学んだことや実践していることを話し合ったり、取り入れたりすることによって、持続可能な社会づくりの必要性について理解を深めることが期待される。 ○職場においては、自らの仕事と環境との関わりを学びながら、環境配慮の取組に参加することが期待される。 ○地域においては、環境保全活動に自ら参加したり、子どもたちが接する機会を設けて環境保全活動の大切さを伝えたりすることや、シニア世代から様々な知恵を学び、次の世代に伝えていくことなども期待される。
シニア世代	○生活様式の変遷なども含め、環境に配慮した生活に関連する、昔ながらの生活の知恵や経験を、子や孫といった次の世代に伝えていく役割が期待される。 ○地域での清掃・美化活動、植林などの環境保全活動において、指導者やサポーターとしての活躍が期待されるとともに、実践ノウハウを次の世代に伝えていく役割も期待される。 ○先代から受け継いだ地域の自然環境や風土、歴史、文化等を次世代に伝承するなど、地域における多世代交流を通じ、地域理解を促進する役割が期待される。